

★★★ <第37回知的財産翻訳検定試験【第18回英文和訳】> ★★★
≪ 1 級課題 -知財法務実務- ≫

【問 1】

Realtime は、「開示された発明は、…コンピュータの機能性を向上させ、デジタル・コンピュータ・データの圧縮の領域で特に生じる問題を克服する、特定の従来にない技術的解決策を提供するものである」と主張する。Appellant's Br. 63. しかし、これは、「求められる結果が進歩であるという主張を言い直しているにすぎない」。Am. Axle & Mfg., 967 F.3d at 1299. 上記で説明したように、ここで問題のクレームは単に結果を記載しているに過ぎず、したがって特許不適格なものを対象にしている。「クレームされた発明が対象としている特許不適格な概念を用いることによって、特許適格性への一線を越えるために必要な発明概念をもたらすことはできない。Id. (BSG Tech, 899 F.3d at 1290 を引用)。

特定の特許群について、Realtime は、ファミリー 1 特許群のクレームは、コンテンツに依存するデータ圧縮、コンテンツに依存しないデータ圧縮、エンコーダ、プロセッサを使用するような、「特別に構成されたコンピュータ要素の特定の従来にない組み合わせを要求している」と主張している。Appellant's Br 60-61. しかし、ファミリー 1 特許群に共通の明細書は、特別なプロセッサの使用を要求するようには記載されていない。例えば、'728 特許の 6:32-37（「本明細書に記載されるシステムモジュールは、例えば、汎用コンピュータ、または任意の適切かつ好ましいマイクロプロセッサアーキテクチャを有する任意の機械もしくは装置によって実行可能なアプリケーションプログラムとして、ソフトウェアに実装されることが好ましい」）を参照のこと。「エンコーダ」についても同様である。例えば、id.7:13-17 (****)、id.6:30-32 (****) を参照のこと。また、共通する明細書では、「データブロックに関連するデータ圧縮タイプ記述子を抽出するために、当業者に既知の方法を使用して」データを分析できること、同 14:59-64、「従来のコンテンツに依存する多くの技術がある」こと、同 2:67-3:2、データ圧縮の有効性は「圧縮されるデータのコンテンツに大きく依存する」ことが知られていること、同 2:33-35 が説明されている。

また、Realtime は、「1つまたは複数のパラメータまたは属性を特定するためにデータを分析し、その分析に基づいて複数の異なるエンコーダで圧縮を実行する」ことは「従来にない」機能であり、「記述子のみ依存することなく、符号化されるデータの特定のコンテンツまたはタイプの分析に基づいてデータブロックを圧縮するために複数のエンコーダ」を使用することこそが、ファミリー 1 特許の共通明細書が「明確にしている」「発明概念」と主張している。

る。Appellant's Br. 64-65 しかし、これらはそれ自体が抽象的なアイデアであるため、発明概念をもたらすことはできない。BSG Tech, 899 F.3d at 1290.

【問2】

1. 定義

本契約の目的において、以下の用語は以下に定義する意味を有するものとする。

(1) 「本アニメ作品」とは、現行「XYZ (第1期)」と称され、各約30分尺構成の15話からなるテレビ用アニメ作品シリーズであって、ライセンサーが100%所有し管理するものをいい、文脈に応じてシリーズ全体又は各話を意味する。疑義を避けるため、本契約にいう本アニメ作品には、現在又は将来にライセンサー又は許諾を受けた第三者が本アニメ作品の続編又はスピンオフその他本アニメ作品と何らかの関連性を持つ作品として制作するいかなる映像も含まれないものであり、かかる映像については本契約において許諾されるライセンスとは全く別のライセンスを要するものとする。

(2) 「本許諾商品」とは、本契約別紙Aに列挙されるカテゴリーに該当する商品、製品その他有体物であって、本許諾地域において本許諾期間中に、ライセンサー又は本許諾小売業者が製造し又はいずれかの本許諾販売網を通じて販売の申し出若しくは頒布するものとして、いずれかの本アニメ作品のいずれかの要素をライセンサーの承認するところにしたがい体現することを許諾されたものをいう。

(****)

5. 対価

本契約に基づき許諾されたライセンスの対価として、ライセンサーはライセンサーに対して、それぞれ以下に定める式によって算出された金員を支払うものとする。本契約に基づきライセンサーがなすべき支払の一切は、ライセンサーが別途指定する銀行口座に対する電信振込にてなすものとする。期限は本契約の重要事項とする。

(1) 本ライセンス料：ライセンサーは、本契約に対するライセンサーの署名の

後 15 日以内に、50,000 米ドルに対して本契約別紙 A に掲げるカテゴリーの数を乗じた積をライセンサーに対して支払うものとする。本ライセンス料は、いずれかの本許諾商品に基づく販売収益がライセンシーの予測を下回ったとしても、その性質上一切取り戻しが不能なものであり、よってライセンサーが書面により別段承認する場合を除き、いかなる返金又はライセンシーが本契約に基づき支払うべき何らかの金員とのいかなる相殺若しくは当該金員からのいかなる控除も認められないものとする。

(2) 本ロイヤルティ：本ライセンス料に加えてかつこれとは別個に、ライセンシーは、各契約四半期の終了後 15 日以内に、各本許諾商品について適用のある本正味小売価格又は本ライセンサー価格指標のうちいずれか大きい方×当該本許諾商品の当該契約四半期における全製造個数×本契約別紙 A に定める当該許諾商品に適用のある本ロイヤルティ料率の積を、ライセンサーに対して支払うものとする。